

## 山梨県産後ケア事業費補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 山梨県産後ケア事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (定 義)

第2条 この要綱において「宿泊型産後ケア事業」とは、医療的処置を要しないものの、育児への不安等を有する、原則として、産後4か月までの母親とその乳児を施設に宿泊させ、母体の心身の回復を図るためのケア及び乳児へのケアを実施するとともに、母親に対し育児に関する技術指導、カウンセリング等を実施することをいう。

### (交付の目的)

第3条 この補助金は、出産直後の母親が持つ育児に対する不安の軽減を図るための宿泊型産後ケア事業を利用する者の経済的負担を軽減し、少子化対策に資すること及び産後の母子が、県内のどこに居住していても産後ケア事業を利用することができる体制を維持し、安定的な事業運営が行われることを目的として、事業運営に要する費用について補助する。

### (補助金の交付の対象)

第4条 この補助金は、山梨県産後ケア事業推進委員会が実施する宿泊型産後ケア事業に対して市町村が負担する事業を交付の対象とする。

### (交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、別表により算出された額とする。

### (交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、適当と認められる場合は、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式5号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和4年2月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別紙

算出方法

山梨県産後ケア事業推進委員会が実施する「宿泊型産後ケア事業」に係る市町村負担額×  
1 / 2 (厚生労働省母子保健衛生費国庫補助金額相当額) (千円未満切り捨て) × 2 / 3 (千  
円未満切り捨て)

様式第1号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

年度山梨県産後ケア事業費補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 所要額内訳書（別表1）
- 3 事業計画書（別表2）
- 4 添付書類
  - （1）当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
  - （2）その他参考となる資料

殿

山梨県知事 印

年度山梨県産後ケア事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度山梨県産後ケア事業費補助金  
については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」  
という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則  
第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった交付  
申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、  
変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けるこ  
と。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以  
内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細  
部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限  
りではない。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申  
請書を提出し、知事の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難  
となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

#### 4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年        %の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年        %の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

6 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は        年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

様式第3号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

年度山梨県産後ケア事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、  
次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、山梨県産後ケア事業費補助金第8条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第4号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

年度山梨県産後ケア事業費補助金実績申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、  
山梨県産後ケア事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 所要額精算書（別紙1）
- 3 事業実績書（別紙2）
- 4 添付書類
  - （1）当該事業に係る歳入歳出決算（見込）書の抄本
  - （2）その他参考となる資料



様式第5号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度山梨県産後  
ケア事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

- 1 概算払請求額 金 円  
2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備 考
円	円	円	円	

- 3 概算払い請求の理由

- 4 支払いの方法

(1) 現 金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

口 座 名

預金種別 (当座・普通)

No.

別表1

所要額内訳書

市町村名 \_\_\_\_\_

(円)

	支出予定額 A	寄付金その他の 収入予定額 B	国庫補助金 予定額 $C=A \times 1/2$ (千円未満切り捨て)	差引額 $C=A - (B+C)$	県補助金所要額 $D=C \times 2/3$ (千円未満切り捨て)
宿泊型産後ケア事業					

別表2

事業計画書

市町村名 \_\_\_\_\_

宿泊型産後ケア事業				
事業名				
事業の実施主体 (委託先)				
実施場所				
対象となる利用者 (該当に○を選択)	出産後の育児や体調に不安がある		授乳や抱き方などの育児技術を学びたい	
	家事や育児に負担を感じる		その他 (記入)	
事業内容 (該当に○を選択。 備考欄には複数事業 ある場合に、該当事業 を示す。)	褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導		特記事項	備考
	褥婦に対する療養上の世話		特記事項	備考
	産婦及び乳児に対する保健指導		特記事項	備考
	心理的ケアやカウンセリング		特記事項	備考
	育児指導や育児サポート等		特記事項	備考
	その他			
利用見込み	利用人数	人	利用泊数	泊



別表2

事業実績書

市町村名 \_\_\_\_\_

宿泊型産後ケア事業				
事業名				
事業の実施主体 (委託先)				
実施場所				
対象となる利用者 (該当に○を選択)	出産後の育児や体調に不安がある		授乳や抱き方などの育児技術を学びたい	
	家事や育児に負担を感じる		その他 (記入)	
事業内容 (該当に○を選択。 備考欄には複数事業 ある場合に、該当事業 を示す。)	褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導		特記事項	備考
	褥婦に対する療養上の世話		特記事項	備考
	産婦及び乳児に対する保健指導		特記事項	備考
	心理的ケアやカウンセリング		特記事項	備考
	育児指導や育児サポート等		特記事項	備考
	その他			
利用実績	利用人数	人	利用泊数	泊